

令和5年5月1日

保護者 各位

瀬戸内町立油井小中学校
校長 川畑 真英

【重要：要確認】 新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更に伴う出席停止措置基準の変更について（お知らせ）

新年度が始まり1月が経ちました。年度当初における様々な御理解と御協力に感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る関係法律の一部が改正され、令和5年5月8日から施行されることとなっています。

そこで、その内容と今後の本校の新型コロナウイルス感染症に係る対応について、学校保健安全法施行規則の改正を踏まえ、以下のとおりお知らせしますので、御確認くださいようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 第一種「新型インフルエンザ等感染症」に該当しなくなること

学校において「予防すべき感染症」としての位置付けを見直し、「児童生徒等の罹患が多く、流行を広げる可能性が高い感染症」である第二種の感染症に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスを加えた。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定

現在、出席停止の期間の基準について「治癒するまで」としているところ、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする規定を加えた。

2 出席停止措置の上での留意事項について

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
- 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないようにすること

3 感染症対策について

令和5年3月20日付けの学校文書（マスク着用の不要について）のとおり、基本的な対策は継続します。学校ホームページ上にも掲載していますので、不明な方は、御参照ください。

4 その他

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、これまでどおり、学校にも御連絡ください。今回の基準を踏まえ、出席等について判断してまいります。

次頁に続く

◎ その他の留意事項について

◎ 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、

- ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと

◎ 感染が不安で休ませたい児童生徒等について

感染が不安で休ませたいという場合は、学校に御相談ください。出席停止措置等の判断については、これまでどおり、様々な事情等を踏まえ、判断してまいります。

◎ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養し、早めの医療機関の受診をお勧めします。

その際は、アレルギー疾患等の症状など新型コロナウイルス感染症の症状と区別することが困難な場合もありますので、病状等を踏まえながら学校と一緒に登校について考えてまいりたいと思います。

学校は、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかずに、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはありません。